

令和 8 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

| | | |
|-----------|--|-----|
| 議案第 3 2 号 | 令和 8 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 3 3 号 | 令和 8 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 別冊 |
| 議案第 3 4 号 | 上尾市手数料徴収条例及び上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 議案第 3 5 号 | 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 3 |
| 議案第 3 6 号 | 工事請負契約の締結について…………… | 6 |
| 議案第 3 7 号 | 工事請負契約の締結について…………… | 7 |
| 議案第 3 8 号 | 財産の取得について…………… | 8 |
| 議案第 3 9 号 | 財産の取得について…………… | 9 |
| 議案第 4 0 号 | 財産の取得について…………… | 1 0 |
| 議案第 4 1 号 | 財産の無償譲渡について…………… | 1 1 |
| 議案第 4 2 号 | 権利の放棄について…………… | 1 2 |
| 議案第 4 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 1 3 |
| 議案第 4 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 2 1 |
| 議案第 4 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 2 4 |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて…………… | 3 1 |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて…………… | 3 2 |

議案第 3 4 号

上尾市手数料徴収条例及び上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市手数料徴収条例及び上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市手数料徴収条例及び上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を
改正する条例

(上尾市手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 上尾市手数料徴収条例（平成 1 2 年上尾市条例第 2 1 号）の一部を
次のように改正する。

別表 2 の項中「2 0 0 円」の次に「（端末機（上尾市印鑑の登録及び証
明に関する条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 3 号）第 1 2 条第 3 項に規定す
る端末機をいう。以下同じ。）により交付する場合は、1 5 0 円）」を加
え、同表 1 2 の項及び 1 4 の項中「2 0 0 円」の次に「（端末機により交
付する場合は、1 5 0 円）」を加え、同表 1 5 の項中「（昭和 4 9 年上尾
市条例第 3 号）」を削り、同表 1 6 の項中「2 0 0 円」の次に「（端末機
により交付する場合は、1 5 0 円）」を加える。

(上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 上尾市戸籍法関係手数料徴収条例（平成 1 2 年上尾市条例第 2 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「4 5 0 円」の次に「（上尾市印鑑の登録及び証明に関す
る条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 3 号）第 1 2 条第 3 項に規定する端末機
により交付する場合にあっては、4 0 0 円）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の上尾市手数料徴収条例別表 2 の項、1 2 の
項、1 4 の項及び 1 6 の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。)以後にされる当該証明書の交付について適用する。

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市戸籍法関係手数料徴収条例別表1の項の規定は、施行日以後にされる当該証明書の交付について適用する。

(上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

- 4 上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和49年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「民間事業者が設置する」を削る。

提案理由

市民の利便性向上に資するコンビニ交付サービスの利用促進を図るため、多機能端末機により交付される証明書の交付手数料の額を見直したいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士による支援を受ける体制を確保しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 31 条第 3 項中「保育従事者の」を「保育士の」に、「保健師、看護師

又は准看護師」を「看護師等」に改め、「である保育従事者」を削り、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４４条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保育従事者の」を「保育士の」に、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、「である保育従事者」を削り、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 36 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 丸山ポンプ場雨水ポンプ 1 号機整備工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 224,400,000 円
- 4 契約の相手方 さいたま市浦和区岸町 7 丁目 1 番 4 号
荏原実業株式会社関東支社

提案理由

丸山ポンプ場雨水ポンプ 1 号機整備工事（機械設備工事）に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 37 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約に係る協定を締結することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 協定の目的 | 上尾市図書館設置工事に係る費用を負担するもの |
| 2 負担金の額 | 855,011,000円 |
| 3 協定の相手方 | 川越市新富町二丁目6番地1 株式会社丸広百貨店 |

提案理由

上尾市図書館設置工事に係る費用を負担する協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 38 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 自動車の数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 38,786,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | さいたま市中央区下落合 4 丁目 24 番 15 号 日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 39 号

財産の取得について

下記のとおり焼物機を取得することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物品の数量 | 焼物機 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 中学校給食共同調理場の焼物機の買換えのため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 25,300,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | さいたま市北区植竹町 1 丁目 17 番地 1 C R O T H O m i y a 2 B 株式会社中西製作所北関東支店 |

提案理由

焼物機を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 40 号

財産の取得について

下記のとおり児童生徒用机（新 J I S 規格）を取得することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|
| 1 物品の数量 | (1) 児童用机（新 J I S 規格） | 1, 900 台 |
| | (2) 生徒用机（新 J I S 規格） | 1, 970 台 |
| 2 取得の目的 | 小・中学校の児童生徒用机の買換えのため。 | |
| 3 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 4 取得価格 | 23, 796, 630 円 | |
| 5 契約の相手方 | さいたま市北区吉野町 2 丁目 174 番地 16 大宮教材株式会社 | |

提案理由

児童生徒用机（新 J I S 規格）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 1 号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 譲渡する財産 (1) 建物（付属する備品等の物品を含む。）
- ア 所在地 上尾市大字菅谷 2 5 7 番地 3
- 種 類 事務所・居宅
- 構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
- 床面積 6 2 . 3 7 m²
- イ 所在地 同上
- 種 類 自転車置場
- 構 造 軽量鉄骨造スレート葺平屋建
- 床面積 4 . 0 0 m²
- (2) (1)の建物の存する敷地（地中を含む。）にある工作物
- 2 譲渡の相手方 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○
- 氏 名 ○ ○ ○ ○
- 3 譲渡する理由 上平防犯連絡所の閉所に伴う敷地の返還に際し、土地所有者に当該建物の利用意向があるため。

提案理由

閉所した上平防犯連絡所の建物に関し、土地所有者に無償で譲渡したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、この案を提出する。

議案第 4 2 号

権利の放棄について

下記のとおり権利の放棄をすることについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 放棄する権利の内容 | 賃貸借契約に基づく賃料債権及び遅延損害金支払請求権 |
| 2 | 放棄する権利の額 | 2, 2 0 5, 3 0 8 円及び当該額に係る遅延損害金 |
| 3 | 債 務 者 | 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 氏 名 ○ ○ ○ ○ |
| 4 | 放 棄 の 理 由 | 債務者の死亡後に全ての相続人が相続を放棄し、債務者の相続財産について相続財産管理人による清算を行ったところ、賃料及び遅延損害金の回収の見込みがないため。 |

提案理由

賃貸借契約に基づく権利の放棄をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、この案を提出する。

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和８年３月３１日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和３０年上尾市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条中「、第８１条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第８１条の６第１項の申告書、」を削る。

第３２条第３項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第８０条の２（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８１条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８１条第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条の３から第８１条の８までを削る。

第８２条（見出しを含む。）、第８３条の見出し並びに同条第１項及び第２項並びに第８５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し、第 89 条（見出しを含む。）並びに第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「には、法附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改め、同条第 3 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に、「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 21 項」を「附則第 15 条第 20 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 22 項第 1 号」を「附則第 15 条第 21 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 22 項第 2 号」を「附則第 15 条第 21 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 22 項第 3 号」を「附則第 15 条第 21 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日」に、「附則第 15 条第 2

5項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項

中「附則第15条第40項各号」を「附則第15条第39項各号」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に法附則第15条の11第1項に規定する工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する額の同項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第10項第4号中「附則第12条第23項各号」を「附則第12条第24項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第11項第5号及び第13項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第16項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第17項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。附則第16条の4第3号において同じ。）」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第16条の4の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物」に改める。

附則第16条の12の2第3項第2号、附則第16条の13第3項第2号、

附則第 17 条第 3 項第 2 号中、附則第 18 条第 5 項第 2 号、附則第 19 条第 2 項第 2 号及び附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに附則第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 条第 2 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 新条例第89条第4項並びに第90条第6項及び第7項の規定の適用については、令和8年度分の軽自動車税に限り、新条例第89条第4項中「同号の規定により軽自動車税の」とあるのは「上尾市税条例の一部を改正する条例（令和8年上尾市条例第24号）による改正前の上尾市税条例（次条第6項及び第7項において「旧条例」という。）第89条第1項第1号の規定により種別割の」と、「引き続き同号の」とあるのは「引き続き第1項第1号の」と、新条例第90条第6項中「同号の規定により軽自動車税の」とあるのは「旧条例第90条第1項第1号の規定により種別割の」と、「引き続き同号の」とあるのは「引き続き第1項第1号の」と、同条第7項中「同号の規定により軽自動車税の」とあるのは「旧条例第90条第1項第2号の規定により種別割の」と、「引き続き同号の」とあるのは「引き続き第1項第2号の」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（上尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成26年上尾市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項中「の種別割」を削る。

議案第 4 4 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項に次のただし書を加える。

ただし、当該加算後の額が3万円を超える場合は、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第19条第1項中「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「当該各号エに掲げる額を減額して得た額」を「当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）」に改め、同項第1号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 75円

第19条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 54円

第19条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 22円

第19条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険

者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例第2条第5項及び第19条の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

過年度国県支出金等返還金について、国・県からの介護給付費負担金の過年度精算金の追加給付と相殺し令和 7 年度 9 月補正予算に計上したが、当該返還金は歳入・歳出ともに相殺せずに予算計上すべきであったため、令和 7 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 8 年 3 月 3 1 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和7年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

上尾市長 島山 稔

令和7年度上尾市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,920,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 3 国庫支出金 | | 4,609,736 | 8,885 | 4,618,621 |
| | 1 国庫負担金 | 3,892,957 | 8,885 | 3,901,842 |
| 5 県支出金 | | 3,205,694 | 4,912 | 3,210,606 |
| | 1 県負担金 | 3,205,694 | 4,912 | 3,210,606 |
| 歳入 | 合 計 | 22,907,188 | 13,797 | 22,920,985 |

歳出

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------------|------------|--------|------------|
| 5 諸支出金 | | 368,644 | 13,797 | 382,441 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 227,216 | 13,797 | 241,013 |
| 歳出 | 合 計 | 22,907,188 | 13,797 | 22,920,985 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------|--------|------------|
| 3 国庫支出金 | 4,609,736 | 8,885 | 4,618,621 |
| 5 県支出金 | 3,205,694 | 4,912 | 3,210,606 |
| 歳入 合 計 | 22,907,188 | 13,797 | 22,920,985 |

(歳出)

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------|------------|--------|------------|----------|-----|------|--------|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | |
| | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 5 諸支出金 | 368,644 | 13,797 | 382,441 | 0 | 0 | 0 | 13,797 |
| 歳出 合 計 | 22,907,188 | 13,797 | 22,920,985 | 0 | 0 | 0 | 13,797 |

2 歳入

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 | 明 | 補正額 (累計) |
|------------|-----------|-------|-----------|-------|-------|---------------------|---|-------------|
| | | | | 区分 | 金額 | | | |
| 1 介護給付費負担金 | 3,892,957 | 8,885 | 3,901,842 | 2過年度分 | 8,885 | 地域支援事業費交付金過年度精算金 | | 8,885 |
| 計 | 3,892,957 | 8,885 | 3,901,842 | | | 負担率 38.5/100、20/100 | | (8,885) |

単位：千円

(款) 5 県支出金 (項) 1 県負担金

| | | | | | | | | |
|------------|-----------|-------|-----------|-------|-------|------------------------|--|---------|
| 1 介護給付費負担金 | 3,205,694 | 4,912 | 3,210,606 | 2過年度分 | 4,912 | 地域支援事業費交付金過年度精算金 | | 4,912 |
| 計 | 3,205,694 | 4,912 | 3,210,606 | | | 負担率 19.25/100、12.5/100 | | (4,912) |

3 歳 出

(款) 5 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

単位：千円

| 目 | 補正額 (補正前の額) (計) | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 区 分 | 補正額 (累 計) | 事業概要 | 補正額 (累 計) |
|-------|----------------------------|----------|------|-----|--------|-------------------------------|--------------|--|---------------------|
| | | 国県支出金 | 特定財源 | その他 | | | | | |
| 2 償還金 | 13,797 | 0 | 0 | 0 | 13,797 | 22償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金等返還金 | 13,797 | (高齢介護課) ○過年度国県支出金等返還金 13,797 (234,611) | 13,797 (234,611) |
| 計 | (220,814) (234,611) | 0 | 0 | 0 | 13,797 | | | | 13,797 (234,611) |

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和8年6月5日提出

上尾市長 畠山稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

横山淳子

○○○○○○○○○○

提案理由

人権擁護委員高橋晴美氏の任期は、令和8年9月30日で満了となるが、
後任の人権擁護委員の候補者として横山淳子氏を推薦したいので、人権擁
護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和8年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

田 口 い ず み

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員田口いずみ氏の任期は、令和8年9月30日で満了となる
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委
員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

